

○井神議長 通告3番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1つ目の質問に入ります。和歌山市山口地区・滝畑への産廃問題についてであります。

この関連では2011年9月議会でも取り上げました。住民の声は、山地区には、ため池があり、産廃処分場から漏れ出した地下水がどのような影響をもたらすかも明らかになっていないので、農業用水は大丈夫かという懸念の声、また、山を削り、環境破壊をすることにつながるから反対だという意見、境谷の地区の方には、滝畑地区に田んぼをつくっておられる方がおります。そうした方からは、やはり一番に地下水の心配をしておられます。

道路についても心配の声が上がっています。雄ノ山峠での事故が増加するのではないか、大きな車が通ると危険だなど、私は、こうした住民の声を岩出市としてしっかりと聞き入れ、住民の不安解消に向け、産廃業者や和歌山市に訴えることも必要だと考えております。

産廃処分場については、許認可は和歌山市にあります。処分場が設置されるか設置されないか、今の段階ではわかりません。しかし、しっかりと岩出市は隣接する市として、動向を把握することが大事であると考えます。もし、計画どおり進んだのであれば、一番に岩出市民の立場で、和歌山市や阪南市に頼るのではなく、岩出市当局自身、目を光らせる、チェック体制を整える、常に住民の不安解消のために先頭に立っていただきたい、これは切に願うものです。

岩出市は、平成26年6月24日に、和歌山市市民環境課環境事業部産業廃棄物課長宛てに意見書を提出しております。その内容は、1、実施計画書に対する意見及びその理由に、車両走行ルートでは県道粉河加太線を計画としているが、交通量調査地点に岩出市が入っていない。待機調査地点及び騒音・振動調査地点にも岩出市の地点が入っていない。以上2点について、隣接している境谷地区及び山地区について、調査ポイントの追加をお願いしたい。この意見について、その後の回答はどのようなものがあつたのかをお聞きいたします。

2つ目は、事業計画書に対する意見書及びその理由には、交通法令の遵守・徹底、これは総務課からの意見です。進入及び搬出車両が多い場合は、必要に応じてガードマンの配備の実施。理由は、最大1時間当たり8台の進入・搬出及び平均7台半に1台の計画とされているが、10時以降に出入車両が重なることも考えられること

から、車両が重なった場合の安全対策の徹底、県道粉河加太線を運搬車両の走行ルートから外していただきたい。理由は、当該路線は県道であるが、当市としては、学童通学路と指定し、生活道路と考えているため、当初計画のとおりルートから外していただきたい。これは土木課からの意見です。付近農地の営農活動に影響を及ぼさないようお願いしたい。産業振興課からの意見。本事業計画書の内容について、岩出市内の近隣自治会に説明会を行っていただきたい。生活環境課からの意見。これらについては、どのような回答が寄せられたのか、お聞きをいたします。

そして、この意見書の中の３点目に、協議結果報告の確認、別途要望では、本事業申請について、産業廃棄物課から関係市に対して、意見聴取の結果報告や事業者への指導内容等の対応をしていただきたい。事業者からの対応ではなく、許可権者である和歌山市担当課からの報告をお願いしたい。これについての回答は、どのようなになったのかをお聞きいたします。

質問の２点目です。今後の対応について、岩出市として市民の健康と環境、生活を守るために、どのような対応を今後行おうとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　市来議員ご質問の１番目、産廃問題についてお答えいたします。

実施計画書に対する意見書の内容とその回答についてでございますが、車両通行ルートとして、県道粉河加太線を計画しているが、岩出市内には交通量調査地点がなく、待機調査地点及び騒音・振動調査地点についても同様であることから、事業地に隣接している境谷地区及び山地区に調査ポイントを追加するよう意見書を提出しております。

これに対し、事業者からは、生活環境影響調査では、本事業による影響が最大となる場所において実施します。事業による影響は、事業予定地から離れるほど少なくなると考えられますので、本計画段階において、岩出市内での調査は必要ないものと考えております。それ以外の調査が本当に必要であるかは、調査報告書の報告内容を踏まえた上で、法的・科学的根拠を明示の上、ご意見いただければと思いますとの回答でございました。

次に、事業計画書に対する意見書の内容とその回答についてでございますが、交通法令の遵守・徹底の意見に対して、交通法令の遵守等におきましては、排出事業者に周知徹底させ、違反した業者には、取引停止も含めて厳しく対応してまいります。

との回答でありました。

次に、進入及び搬出車両が多い場合は、必要に応じてガードマンの配備の実施をとの意見に対して、交通整理員の配備を計画しております。また、運搬業者に対して搬入時間を指示しますので、車両が同じ時間帯に集中することのないようにしますとの回答でありました。

次に、県道粉河加太線を運搬車両の走行ルートから外していただきたいとの意見に対して、今回の調査ポイントでは、1日に数千から1万台以上の車両の通行が確認されています。当事業における廃棄物運搬車両は、片道最大で1日32台であります。また、運送業者に対して搬入時間を指示し、車両が同じ時間帯に集中することのないようにしますので、本事業が付近の周辺道路や営農活動にはほとんど影響を与えるものではないと考えておりますとの回答でありました。

次に、付近農地の営農活動に影響を及ぼさないようお願いしたいとの意見に対して、付近農地の営農活動に影響を及ぼさないように事業を行います。具体的な内容は、事業計画内のリスク管理項目や生活環境影響調査の実施報告書に記載しておりますとの回答でありました。

次に、本事業計画書の内容について、岩出市内の近隣自治会に説明会を行っていただきたいとの意見に対して、和歌山市の紛争予防条例に基づいて、和歌山市の指導のもと、事業者としての説明責任を果たしてまいりますとの回答でありました。

また、和歌山市に対しては、本事業申請に際して、当該事業者から意見聴取したことや指導内容等について、和歌山市から関係市に報告していただきたい旨、別途要望として付記しておりますが、現在のところ、別途要望に対する和歌山市からの回答はいただいております。

次に、2点目の今後の対応についてであります。当該事業が法令に適合している場合、中止を求められるものではありませんが、本市としましては、これまでも関係する自治会に情報提供を行い、あわせて自治会の意見等についてお聞きしてまいりました。引き続き、今後、進められる手続の中においても、本市域における生活環境の保全の見地から、地元の意見を反映した意見を許可権者である和歌山市に提出し、その対応を求めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 この産廃業者の問題、和歌山市に許認可があるということでございます。

しかし、廃棄物の処理及び清掃に関する法、第15条の2によれば、技術的な基準に

適合していることのほかに、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされなければ許可してはならないとされております。少なくとも、岩出市が出している意見書に誠実に対処することが、最低限の事業所の義務であると考えております。

岩出市が出した意見書について、それぞれ個々の回答をいただきました。それには、離れているから調査の必要はないとか、影響がないというふうな形で言われていますが、しかし、それについて、市民を守るために、今後、岩出市ができることが何かないのかという点が必要になってくるわけです。しっかり、この問題については、当然、岩出市民のことを考えて、和歌山市に対して物を言う、また事業所に対しては、やはり誠実な対応をとっていただけるような形で、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

この問題というのは、岩出市民、当然、地元境谷地区だけではなく、やはり山地区や吉田地区のお住まいの方々、関心もすごく高く、広く言えば、岩出市民の環境問題にも大きくかかわる問題です。私、この意見書の中を見たんですが、環境問題についてということが、ちょっとないんじゃないかという点で、これはちょっとお聞きしたいんですが、まず、30年以内に発生すると言われていている東南海・南海地震及び直下型の地震に対応できるかという問題点でございます。これについては、こうした心配、岩出市として持っていないのかという点をお聞きをいたします。

環境にかかわる調査でございます。この冊子なんですが、これは京奈和自動車道紀北西の道路にかかわる環境影響評価になっております。今、京奈和道がずっと工事をされているわけですが、当然、環境問題にも配慮しながら、向き合いながら、今、工事が進められているわけです。

この中に、これ平成26年10月の国土交通省近畿地方整備局が出しているもののの中で、工事計画の概要が、施工手順等が示されているのですが、この中で自然環境の保全にかかわるものとして、オオタカの営巣が岩出市で確認されたとしております。このオオタカの営巣について、事細かく工事開始2年前から調査が行われ、工事中はもちろん、継続した調査結果が内容からわかります。現在もなお、このオオタカについてはモニタリング調査というのが継続されているわけですが、こうした自然環境の保全と向き合い、今、工事が進められております。この岩出市で確認されたオオタカの営巣について、産廃による影響、心配はないのかというふうに考えるわけですが、それについてどのような見解、認識を持っているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

自然環境の保全、特に、オオタカへの影響について心配がないのかということでございます。今回の生活環境影響調査につきまして、実施に当たって、事前に市としての意見がないかという照会に基づいて、こういう意見を出しているということをご先ほど申し上げたとおりでございます。オオタカに関しては、アセスの中にも項目がございますので、それはしっかり受けとめていきたいなと、このように考えてございます。

失礼しました。引き続き、再質問にお答えいたします。

地震の関係でございます。この地震の関係につきましては、和歌山市の中に設けている技術専門員ですか、そういう会を設けてございまして、その中での意見として出てございます。それに対する事業者からの回答は、まだ現在のところ、いただいていないということでございます。

○井神議長　これで、市来議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　2つ目の質問に入ります。

児童福祉、保育料について「子供の貧困問題」をいたします。

保育料を決めるには、これまで所得税額などがもとになっておりました。新たな保育料の算定は、市民税をもとに計算されてまいります。一般的には非常にわかりにくいですが、所得税額を決定する際には、収入から基礎控除や、そのほかの控除が行われ、そこには寡婦控除もあるわけです。寡婦控除とは、女性の場合、夫と死別あるいは離婚後に再婚しないで生活をしている人や、夫の生死が不明の人で、子供を扶養している場合などに受けられる控除です。死別や離婚、生死不明など、もともと配偶者がいる婚姻歴のあることが前提となっています。

所得税法の寡婦控除は、婚姻歴のあるひとり親などを対象にしております。同じひとり親でも婚姻歴のないひとり親の場合は対象となりません。この寡婦控除あるのとないのとでは、保育料に差が生じることがわかっています。ひとり親家庭、特に、母子家庭では、厚生労働省の平成27年全国母子世帯等調査の結果によると、就労収入が平均181万円と低く、中でも結婚していない非婚の母子家庭の場合は160万円とさらに低くなっているという調査結果があります。

実際に、岩出市の保育料で見ると、例えば、就労収入181万円、母と子供の2人

世帯、寡婦控除がある世帯の保育料は非課税となり、無料となります。寡婦控除がない場合、保育標準時間、3歳未満で1万7,900円、3歳以上でも1万5,000円と保育料を払わなければなりません。収入を初め家族の状況が同じにもかかわらず、寡婦控除のあるなしで負担が生じることは、低い収入から考えても、金銭的な負担は生活を圧迫するものとなります。

2013年9月に、結婚していない男女間に生まれた婚外子の遺産相続が、結婚した夫婦の子供の半分とした民法規定が憲法に反するかどうかで争われた裁判、最高裁が、憲法14条が保障する法の下での平等に反するとして、違憲とする判断を下しました。この最高裁の決定を受けて、同年12月に、結婚していない男女間の間に生まれたこの相続差別を撤廃する民法改正が行われております。これを契機に、婚姻歴の有無によるひとり親家庭への差別を解消する動きが進んできています。

そこで、1点目に、結婚の有無で保育料に差が生ずることについて、どのように市は考えているのかをお聞きいたします。

次に、この問題は、税制の寡婦控除が適用されないということが問題でもあります。所得税法を一刻も早く改正する必要がありますが、現時点では改正に至っておりません。今、自治体が税制改正自身できませんが、非婚ひとり親家庭に保育料みなし適用が全国の自治体で広がってきています。

県庁所在地、東京を除く政令指定都市の51市への調査において、みなし適用による保育料の減免制度は、2013年度までに10市が実施しており、14年度では14市が導入しています。さらに、新年度で実施予定、検討中の14市を合わせると38市に上ります。近隣自治体で申しますと、隣の和歌山市でも14年4月から寡婦控除のみなし適用が実施されています。対象は、ひとり親家庭で未婚の母子・父子家庭であり、年間の合計所得金額が500万円以下です。これは本人が申請しなければなりません、実施されております。

岩出市としても、保育料の差をなくすため、寡婦控除があったものとしての保育料の算定を行うことを求めますが、その考えについてお聞かせください。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　市来議員の2番目のご質問に一括してお答えいたします。

現在、婚姻歴のないひとり親は、税法上、寡婦控除を受けることができません。この問題は、本来、保育料など税額を算定基準や判断基準に用いる個々の制度において対応するのではなく、そもそも税法上で改正を行うべきであり、仮に、個々の

制度で対応するとしても、国が一律の基準を定めるべき事項であると考えてございますので、現時点では、市として、保育料の算定において、寡婦控除があったものとして取り扱う考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今、ご答弁をいただきました。この問題については、議員からもご指摘を受けておると思います。そのときから、全く一步も進んでいないといえますか、変わらないという答弁でございます。部長がおっしゃいました税制上の問題、これは、大もとは市の行政が言うとおりの、税制改正が一刻も急がれる問題だと私も思っております。

国会でも、25年3月の総務委員会で、我が党の議員が寡婦控除が非婚の母が適用されないのは不合理だとして、法改正を待たずに寡婦とみなし、国が財政支援をして、適用を促すよう提案しております。

時の総務大臣は、実情を知ればお気の毒という思いはある。実態を把握してみないとしながらも、まず、自治体や各省が支援制度を設けたりして、適切な対応ができるよう期待すると、このように国会で答えております。

まず、自治体や各省が支援制度を設けたりして、適切な対応をと国の責任を投げ捨てていることには許せませんが、支援制度をつくるのが適切だと国も認めているわけです。

また、日本弁護士連合会は、25年7月に国の要望書を挙げております。その中で、子供の貧困に対する政策と実践のあり方、人間形成の重要な時期である子供時代を貧困のうちに過ごすことは、成長・発達に大きな影響を及ぼし、進学や就職における選択肢を狭め、みずから望む人生を選びとるができなくなる。子供の貧困は、そのような不利が世代を超えて固定化されるという、容認できない不平等であり、これを放置することは社会の分断と不安定化をもたらす。したがって、もし現実の制度や政策が、その不利をより固定したり拡大する方向に機能しているとすれば、早急に是正されなければならない。その点からすると、最も低収入である非婚母子世帯に対する寡婦控除の不適用は、間違いなく、そこで生活する子供の不利、この不利を固定もしくは拡大させているとあります。

私は、昨年の12月議会におきまして、子供の貧困対策について取り上げました。その答弁で、市長は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図る対策は極めて重要

だと答弁しております。このことから、該当者がいない、実態の必要はない、また、国がやるべきだと考えるのではなく、非婚のひとり親家庭に寡婦控除の適用ができる状態にしておくことこそが、現在、今、この岩出市でも必要があると考えますので、再度答弁を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、民法のただし書き規定についての改正の件のお話がありました。これにつきましては、時代が進むとともに、変遷した国民感情や社会情勢などを総合的に検討された上での判決であるということで、裁判所の考え方も変わってきているというところであるのかなと、このように考えてございます。

市といたしましては、このみなし規定に関しましては、先ほどもお答えしておりますように、基本的には、個々の制度で対応するというのではなくて、やはりそのもとである法自体を改正していただくべきであろうというふうに考えてございまして、これにつきましては、引き続き市長会等を通じて、国に対して働きかけを行っていききたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほどからお答弁変わりました。この問題は、婚姻の有無による差別に対する、今、市の姿勢が問われているということで、このことを認識していただきたいと思うんです。この制度上の差別に真摯に向き合い、子育て支援の制度を実のあるものにする姿勢があるなら、私は実施すべきだと考えております。

そのことが、岩出市は全ての母子世帯を差別することなく扱うという大きなメッセージを発信することになるんです。つながります。こうした問題をしっかりと向き合っておられないから、国がやるべきだ、ほかの制度でバランスよくやるですか、そういうふうな形になると思うんです。こうした差別的な問題についてもしっかりと前向きに市が向き合う、この姿勢が大事ではないでしょうか。最後に、このことを言って、改めて検討していただきたいと思いますので、その辺について、お答えを求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。



この問題に関しては、婚姻歴のないひとり親家庭の子供、全国いろいろと市区町村ございますけれども、全てにおいて、やはり同じ扱いを受けなければ、これは公平ではないというふうに考えてございます。

したがって、市もそのことを踏まえた上で、そのもとである法自体を変えていただくということが、まず基本であろうということで、先ほどお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○井神議長　これで、市来利恵議員の２番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。